

中部圏広域地方計画有識者会議運営要領（案）

（名称）

第一条 本会議は、中部圏広域地方計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）と称する。

（設置）

第二条 中部圏広域地方計画の改定にあたり、国土形成計画法第十条第五項に基づき、学識経験等を有する者の意見を聴く場として、中部圏広域地方計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

（組織）

第三条 有識者会議は、別表に掲げる有識者（以下「委員」という。）で組織する。

- 2 次条に規定する座長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 委員は非常勤とし、その任期は中部圏広域地方計画策定までとする。

（座長）

第四条 有識者会議に座長を一名置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 座長に事故があるときは、委員のうち座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（透明性の確保）

第五条 有識者会議の開催予定は、公表する。

- 2 有識者会議については、公開とする。ただし、公開することが適切でないと有識者会議が認める場合は、非公開とする。
- 3 有識者会議に提出された資料（以下この条において「資料」という。）及び議事概要は、公開する。ただし、公開することが適切でないと有識者会議が認める資料は、非公開とする。
- 4 前項の規定による資料及び議事概要の公開は、会議終了後速やかに行う。

（庶務）

第六条 有識者会議の庶務は、中部圏広域地方計画推進室において処理する。

（雑則）

第七条 この運営要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この運営要領は、令和 4 年 ●月 ●日から施行する。

中部圏広域地方計画有識者会議 委員名簿

(敬称略 五十音順)

浦田	真由	国立大学法人名古屋大学大学院 情報学研究科 准教授
江崎	貴久	有限会社オズ 代表取締役 海の幸とやすらぎの宿 海月 女将
小川	光	国立大学法人東京大学大学院公共政策学連携研究部 公共経済政策講座 教授
奥野	信宏	公益財団法人名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター長
加藤	百合子	株式会社エムスクエア・ラボ 代表取締役
小玉	寿仁	トヨタ自動車株式会社 総務部 涉外室 室長
榎原	洋実	株式会社 J E R A 執行役員西日本支社長
白鳥	孝	伊那市長
末松	則子	鈴鹿市長
鶴田	利恵	四日市大学 総合政策学部 総合政策学科 教授
戸田	敏行	愛知大学 地域政策学部 教授
野口	あゆみ	特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター 事務局長
福和	伸夫	国立大学法人名古屋大学 名誉教授
増田	理子	国立大学法人名古屋工業大学 社会工学科 教授
村上	啓雄	国立大学法人岐阜大学 名誉教授
森川	高行	国立大学法人名古屋大学 未来社会創造機構 モビリティ社会研究所 教授